

別表（第10条関係）

失格判断基準

| 失格項目 | 細目 | 内容 | |
|---------------------|---|-----|--|
| (1) 低入札価格調査に協力しない場合 | ア 低入札調査資料の提出がない場合又は提出された低入札調査資料に不備がある場合 | (ア) | 桜井市低入札価格調査制度実施要領及び桜井市低入札価格調査実施マニュアルに定める提出書類（様式、添付資料及び根拠資料に関する一切の書類を指す。以下、この表において「低入札調査資料」という。）が、指定した期限までに提出されない場合。（提出書類が、一部分でも不足している場合を含む。） |
| | | (イ) | 低入札調査資料が提出されたものの、記載内容等に不備があり、聞き取り調査が実施できない状態である場合。（ただし、積算内容に影響しない軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、低入札調査資料の提出者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）であって、聞き取り調査において是正された場合を除く。） |
| | イ 聞き取り調査に応じない場合 | (ア) | 聞き取り調査に応じない場合。（聞き取り調査実施日時に遅参した場合（ただし、公共交通機関の遅れに限っては、事前に連絡がありかつその証明がある場合を除く。）を含む。） |
| | | (イ) | 聞き取り調査に対し、提出された低入札調査資料に基づいた根拠のある説明ができない場合。 |
| | | (ウ) | 聞き取り調査に対し、不適正・不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合。 |
| | | (エ) | 聞き取り調査に対し、配置予定技術者（監理（主任）技術者）が出席しない場合。 |
| (2) 設計仕様書等に適合しない場合 | ア 設計仕様書等の品質等を満足していない場合 | (ア) | 設計図書、仕様書で定める数量、工法及び施工条件を一部でも満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合。（入札前の質問回答で仕様変更を可能としている場合を除く。） |
| | | (イ) | 材料・製品について、設計図書、仕様書で定める品質・規格を一部でも満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合。（入札前の質問回答で仕様変更を可能としている場合を除く。） |
| | イ 工事現場及び周辺の地理的条件等を考慮していない場合 | (ア) | 工事の施工手順について、工事現場及び周辺の地理的条件等を考慮した計画になっていない場合 |

| 失格項目 | 細目 | 内容 | |
|------------------------|---|---------------------------|--|
| (3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合 | ア 品質確保及び安全確保について、支障がある場合 | (ア) | 共通仮設費及びこれに相当する費用について、工事の品質確保及び安全確保を図るうえで通常計上すべき経費が、適正に計上されていない場合。(手持ち資材を活用すること等により経費を縮減できる内容を計数的に説明できる資料を添付している場合を除く。) |
| | | (イ) | 現場管理費及びこれに相当する費用について、工事の品質確保及び安全確保を図るうえで通常計上すべき経費が、適正に計上されていない場合。(手持ち資材を活用すること等により経費を縮減できる内容を計数的に説明できる資料を添付している場合を除く。) |
| | | (ウ) | 一般管理費等について、工事を実施するうえで通常計上すべき項目が、適正に計上されていない場合。(経費を縮減できる内容を計数的に証明できる資料を添付している場合を除く。) |
| | | (エ) | 入札時に提出された見積根拠資料の「工種等の個々の金額」と、これに対応する積算内訳書(低入札調査資料)の「工種等の個々の金額」が合致していない場合。 |
| | | イ 法令違反や下請予定業者等へのしわ寄せがある場合 | (ア) |
| (イ) | 調査対象工事の積算根拠とした下請予定業者、資材購入予定業者等の見積書(以下、この表において「下請見積書」という。)の内容及び徴収方法が、適正と認められない場合。 | | |
| (ウ) | 下請見積書の「工種等の個々の金額の明細」が、これに対応する「内訳書に対する明細書」(低入札調査資料)の「工種等の個々の金額の明細」に正しく反映(同額以上を計上していること)されていない場合。 | | |
| (エ) | 下請予定業者等からの聞き取り等により、下請見積書の記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが確認された場合。 | | |
| (オ) | 下請見積書の記載価格について、過去の取引実績より今回取引価格が低額である場合において、その根拠が明確でない場合。 | | |

| 失格項目 | 細目 | 内容 | |
|---------------------------------|--|-----|---|
| (4) 建設副産物の処理が適正でない場合 | ア 建設副産物、建設発生土及び資材に関する運搬計画が適正でない場合 | (ア) | 過積載のおそれが認められる場合。 |
| | | (イ) | 下請見積書を提出した者が、運搬に関する必要な許可を受けていない場合。(当該許可は下請予定業者への見積依頼日以前のものに限る。) |
| | | (ウ) | 運搬計画が工事現場周辺の地理的条件及び工事条件等に則していない場合。 |
| | | (エ) | 建設副産物、建設発生土の搬出先が適正でない場合。 |
| | イ 上記アのほか、契約審査会が、建設副産物の処理が適正でない場合と認めた場合。 | | |
| (5) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合 | ア 法令違反がある場合 | (ア) | 適用を受ける関係法令に違反が認められる場合。 |
| | イ 契約上の基本事項違反等がある場合 | (ア) | 総合評価落札方式において、提出された技術提案書の記載内容を満足していることを確認できない場合。 |
| | | (イ) | 適用を受ける契約上の基本事項に違反が認められる場合 |
| | ウ 上記ア～イのほか、契約審査会が、法令違反や契約上の基本事項違反等があると認めた場合。 | | |